

## 第4 無窓階の判定に関する基準

### 1 趣旨

この基準は、令第10条第1項第5号の無窓階以外の階の判定に関し、規則第5条の3に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 無窓階以外の階

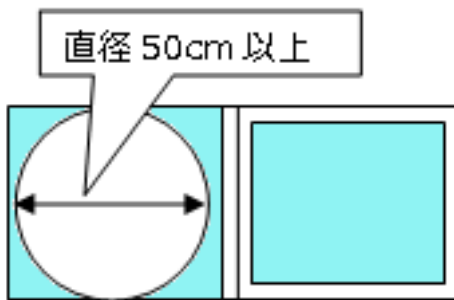
#### (1) 11階以上の階の場合

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。(以下「普通階」という。)【図1】【図2】

#### (2) 10階以下の階の場合

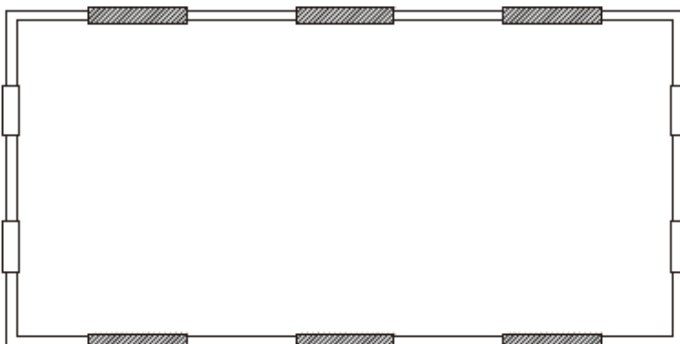
直径1m以上の円が内接することができる開口部又は幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部を2以上有し、かつ、普通階であること。【図3】【図4】【図5】

【図1】直径50cm以上の円が内接することができる開口部



※図は引き違い窓の場合の例

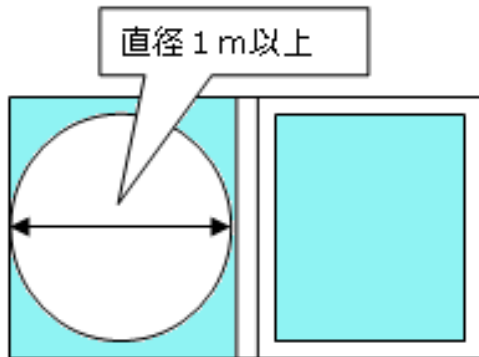
【図2】開口部の割合（11階以上の階）



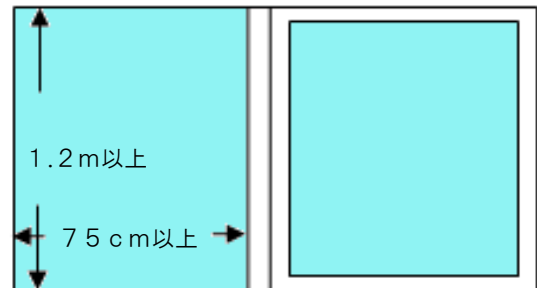
■ : 直径50cm以上の円が内接する開口部

$$\frac{\text{■ の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

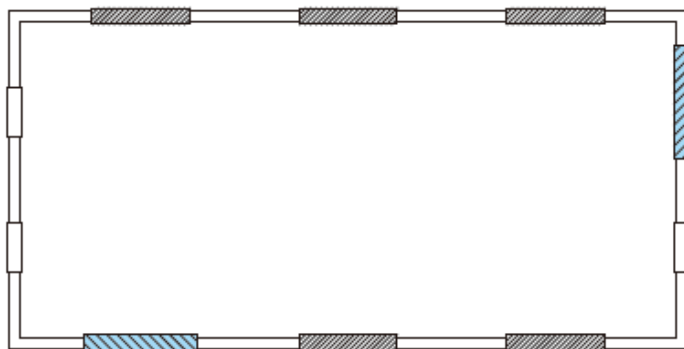
【図3】 直径1 m以上の円が内接することができる開口部



【図4】 幅及び高さがそれぞれ75 cm以上及び1.2 m以上の開口部



【図5】 開口部の割合（10階以下の階）



▨ : 直径50 cm以上の円が内接する開口部

▨ : 大型開口部（開口部はできる限り離れた位置とする。）

$$\frac{\text{▨} + \text{▨ の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

(3) 前(1)及び(2)の【図1】、【図3】及び【図4】の開口部は、次の条件に該当すること。

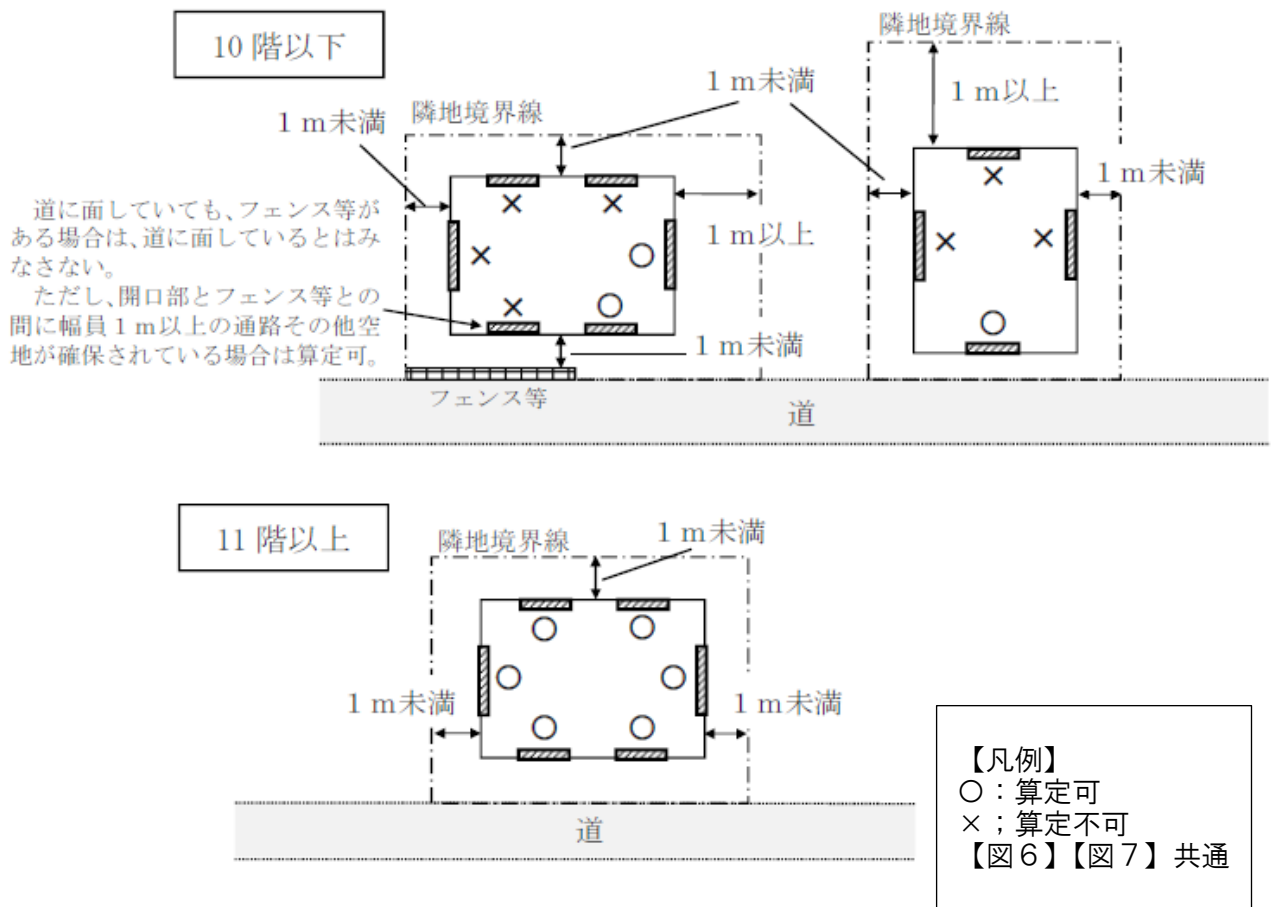
ア 床面から開口部の下端までの高さは、1.2 m以内であること。

イ 開口部は、道又は道に通ずる幅員1 m以上の通路その他の空地に面したものであること。(11階以上の階の場合は除く。)

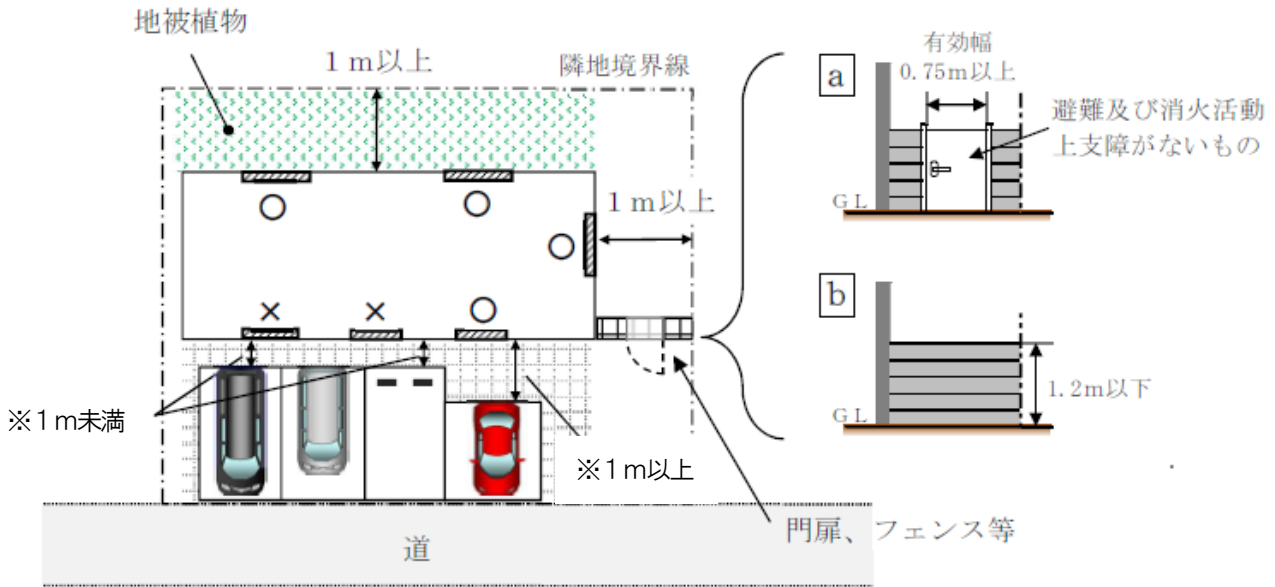
また、通路その他の空地の取り扱いについては、次の(ア)から(ウ)によること。

- (ア) 駐車車両（原動機付自転車、自動二輪車を含む。）は、固定物として取り扱うこと。
- (イ) 植栽を設ける場合は、地被植物とすること。
- (ウ) 門扉、フェンス等を設ける場合は、次の a 又は b のいずれかによること。【図 6】【図 7】
- a 有効幅 0.75 m 以上を有する門扉（避難及び消火活動上支障がないものに限る。）を設けること。
- b 容易に乗り越えることができる高さ（地盤面から高さ 1.2 m 以下。）とすること。
- ウ 開口部は、内部から容易に避難できるとともに、外部からも容易に進入できるものであること。
- エ 開口部の扉、窓等は、容易に開放できるよう常時良好な状態に維持管理されていること。

【図 6】



【図 7】



※開口部から駐車範囲を示す白線等までの距離

### 3 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、規則第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さ1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。【図8】

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

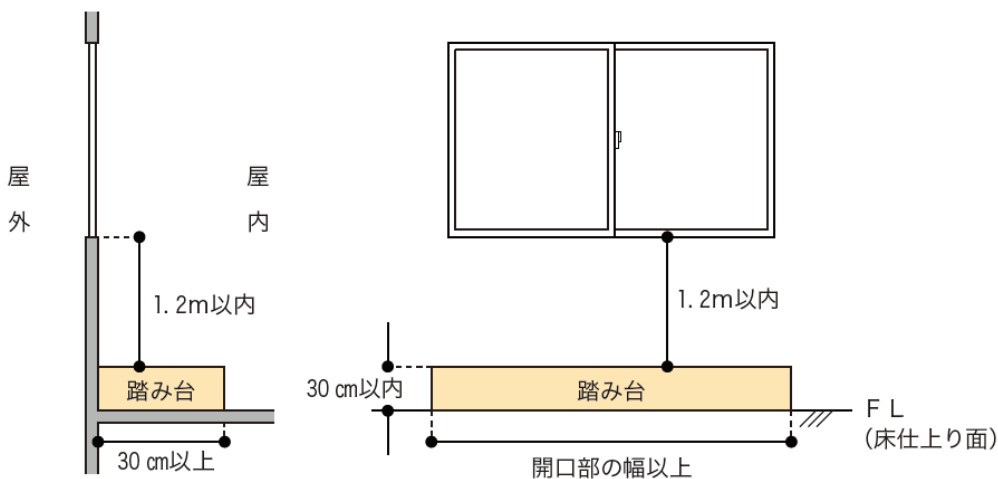
イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さは概ね30cm以内、奥行きは30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

エ 踏み台の上端から開口部の下端まで、1.2m以内であること。

オ 避難上支障のないように設けられていること。

【図 8】



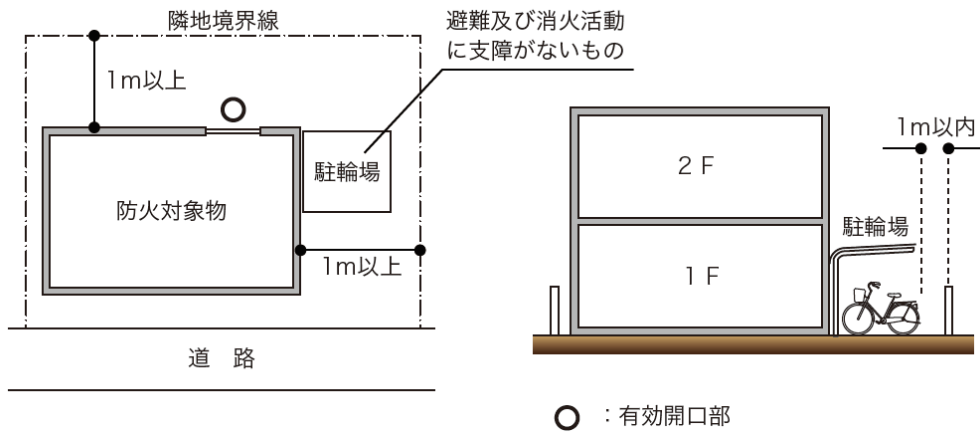
(2) 次に掲げる空地等は、規則第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができるものとする。

ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの

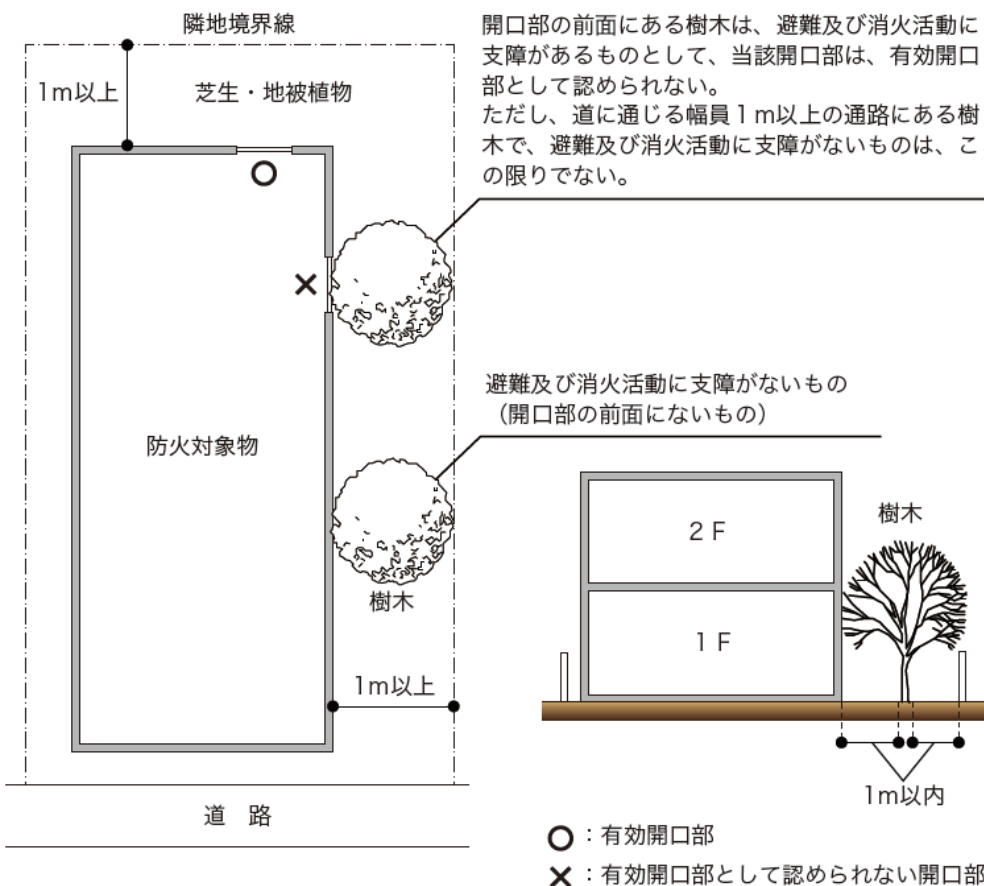
イ 道路又は通路に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で、避難及び消火活動が有効にできるもの

ウ 1m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で、避難及び消火活動に支障ないもの【図9】【図10】

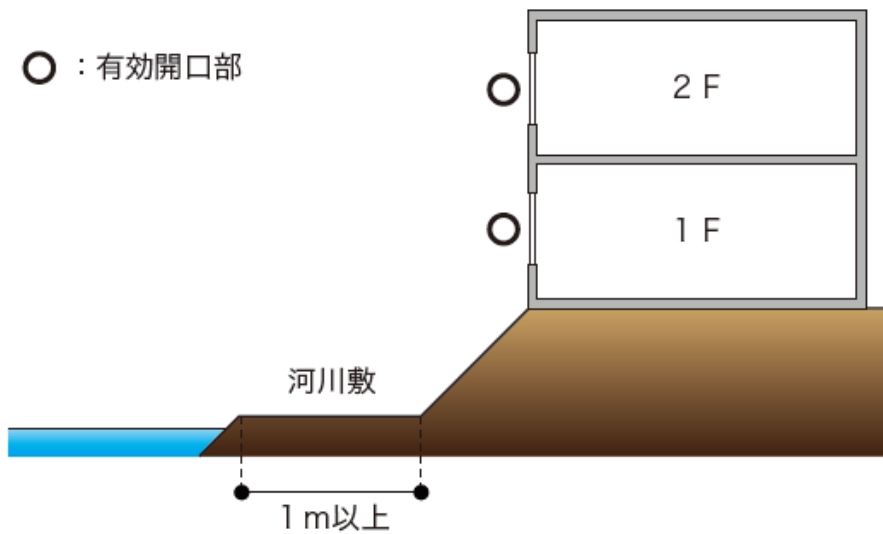
【図9】



【図10】



エ 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの【図 1 1】  
【図 1 1】



#### 4 開口部の構造

(1) 次に掲げる開口部は、規則第5条の3第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる（別表1参照）。

##### ア はめ殺しの窓等

(ア) 普通板ガラス（旧 J I S R 3 2 0 1）、フロート板ガラス（J I S R 3 2 0 2）、磨き板ガラス（J I S R 3 2 0 2）、型板ガラス（J I S R 3 2 0 3）、熱線吸収板ガラス（J I S R 3 2 0 8）又は熱線反射ガラス（J I S R 3 2 2 1）（ガラスの厚さが 8 mm 以下のもの（厚さが 6 mm を超えるものは、ガラスの大きさが概ね 2 m<sup>2</sup> 以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から 2 m 以下のものに限る。））

(イ) 強化ガラス（J I S R 3 2 0 6）又は耐熱板ガラス（ガラスの厚さが 5 mm 以下のもの）

(ウ) ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（J I S A 5 7 5 9 に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 1 0 0 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前ア又はイのガラスに貼付したもの

(エ) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 4 0 0 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）又は（イ）のガラスに貼付したもの

(オ) 前（ア）又は（イ）に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称 L o w - E 膜付きガラス）

- (カ) P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 1 0 0  $\mu$  m を超え 4 0 0  $\mu$  m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）又は（イ）のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- (キ) P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 1 0 0  $\mu$  m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前（ア）又は（イ）のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- (ク) 複層ガラス（J I S R 3 2 0 9）で、その 2 枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前（ア）から（キ）までのいずれかにより構成されているもの
- (ケ) 前（ア）から（ク）まで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

イ 屋内でロックされている窓等

- (ア) 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが 8 m m 以下のもの。ただし、厚さが 6 m m を超えるものは、ガラスの大きさが概ね 2 m<sup>2</sup> 以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から 2 m 以下のものに限る。）
- (イ) 網入板ガラス（J I S R 3 2 0 4）又は線入板ガラス（J I S R 3 2 0 4）入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが 6 . 8 m m 以下のもの）
- (ウ) 前（イ）以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（ガラスの厚さが 1 0 m m 以下のもの）
- (エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが 5 m m 以下のもの）
- (オ) 合わせガラス（J I S R 3 2 0 5）入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの（フロート板ガラス 6 . 0 m m 以下 + P V B 3 0 m i l 以下 + フロート板ガラス 6 . 0 m m 以下、網入板ガラス 6 . 8 m m 以下 + P V B 3 0 m i l 以下 + フロート板ガラス 5 . 0 m m 以下、フロート板ガラス 6 . 0 m m 以下 + E V A 中間膜（株式会社ブリヂストン製のものに限る。以下同じ。）

0. 4 mm以下+PETフィルム0. 13 mm以下+EVA中間膜0. 4 mm以下+フロート板ガラス6. 0 mm以下、フロート板ガラス6. 0 mm以下+EVA中間膜0. 8 mm以下+フロート板ガラス6. 0 mm以下、網入板ガラス6. 8 mm以下+EVA中間膜0. 4 mm以下+PETフィルム0. 13 mm以下+EVA中間膜0. 4 mm以下+フロート板ガラス5. 0 mm以下、網入板ガラス6. 8 mm以下+EVA中間膜0. 8 mm以下+フロート板ガラス5. 0 mm以下)
- (カ) 前(オ)以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(フロート板ガラス5. 0 mm以下+PVB60mm以下+フロート板ガラス5. 0 mm以下、網入板ガラス6. 8 mm以下+PVB60mm以下+フロート板ガラス6. 0 mm以下、フロート板ガラス3. 0 mm以下+PVB60mm以下+型板ガラス4. 0 mm以下)
- (キ) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 $\mu$ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ク)塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 $\mu$ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)から(カ)までのいずれかのガラスに貼付したもの
- (ケ)前(ア)から(カ)までのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス(通称Low-E膜付きガラス)で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (コ)PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 $\mu$ mを超え400 $\mu$ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (サ)PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で基材の厚さが100 $\mu$ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前(ア)から(エ)までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (シ)複層ガラス入り窓等で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)から(サ)(前(ウ)及び前(ウ)に前(キ)から(サ)に示す加工したものを除く。)までのいずれかにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの



#### ウ 二重窓等

(ア) はめ殺しの窓等で、ア(ア)又は(イ)に掲げるもの

(イ) 屋内外から開放できるガラス入り窓等

(ウ) 避難階に設けられた屋内から手で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

#### エ シャッター等

シャッター等の開口部の判断基準は、別表2によること。

#### オ 電気錠（電氣的に施解錠ができる錠前をいう。以下同じ。）を設置する開口部

電気錠を設置する開口部で、防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により電気錠を非常時に解錠することができる場合は、有効開口部として算定できるものとする。ただし、電気錠には自動火災報知設備に準ずる非常電源を附置（電気錠の種類で、通電時は施錠し、非通電時は解錠される「通電時施錠型」を除く。）すること。

#### (2) 建築物の形態等による有効開口部の判断基準

有効開口部として算定できる部分は、別記1によること。

#### (3) 開口部の形状等による有効開口部算定及び有効開口面積の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、扉、窓等を開放することができる部分とし、別記2によること。

#### (4) 開口部の組合せによる有効開口部算定の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記3によること。

### 5 開口部の状態

規則第5条の3第2項第4号の「開口のため常時良好な状態に維持されているもの」の取り扱いは、次によること。

#### (1) 次に掲げる状態のものは、常時良好な状態として取り扱うことができる。

ア 開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障のないもの

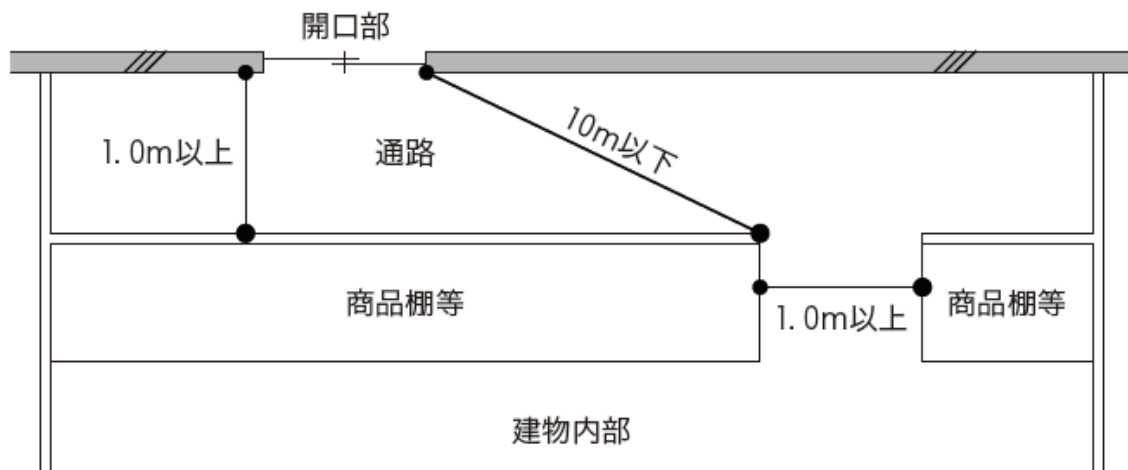
イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの【図12】

(ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。

(ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。

【図 1 2】



(2) 開口部の前面に存置してあるキャスター付きの什器等で容易に移動することが可能なものは、避難及び消火活動上支障のないものとして取り扱うことができる。

## 6 その他の取扱い

避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等の無窓階については、当該小規模倉庫等の外壁が石綿スレート等で造られ、内壁がなく、外部から容易に破壊できるもので、消火活動上支障がないと認められる場合は、無窓階以外の階として取扱うことができる。

附 則

この基準は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

開口部の条件			無窓階判定 (規則第5条の3)			
			足場あり	足場なし		
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
ガラスの開口部の種類						
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ8mm以下 (厚さが6mmを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	引き違い	○	○	○	△
		FIX	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い	△	△	△	△
		FIX	×	×	×	×
	厚さ10mm以下	引き違い	△	×	×	×
		FIX	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5mm以下	引き違い	○	○	○	△
		FIX	○	○	○	×
合わせガラス	フロート板ガラス6.0mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
	フロート板ガラス5.0mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い	△	×	×	×
		FIX	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い	△	×	×	×
		FIX	×	×	×	×
	フロート板ガラス3.0mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4.0mm以下	引き違い	△	×	×	×
		FIX	×	×	×	×

合わせガラス	フロート板ガラス6.0mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
	フロート板ガラス6.0mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)の中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い	△	△	△	×
		FIX	×	×	×	×
網入板ガラス6.8mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い	△	△	△	×	
	FIX	×	×	×	×	
倍強度ガラス		引き違い	×	×	×	×
		FIX	×	×	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに、本表(網入板ガラス及び線入板ガラス(窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む)は、厚さ6.8mm以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。					

【備考】

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格(JIS)において用いられる「呼び厚さ」の「mm」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー(建基政令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの)、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 3 「引き違い」とは引き違い戸、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 耐熱板ガラスは、耐熱板ガラス品質規格(低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラス)によるものをいう。
- 6 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205及びJIS R 3222に規定するもの
- 7 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。)等を貼付していないガラスをいう。
- 8 「窓ガラスフィルムA」は、次のものをいう。
  - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが100 $\mu$ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
  - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 $\mu$ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス

(3) 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）

9 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。(1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 $\mu$ mを超え400 $\mu$ m以下のもの（内貼り、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

(2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 $\mu$ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

10 「足場あり」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）と同じ判定であること。

11 合わせガラス用に用いるEVA（エチレン酢酸ビニル共重合体）中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る

〔凡例〕

○ : 規則第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

△ : ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合概ね1/2の面積で算定する。）を規則第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

× : 規則第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

別表2 シャッター、ハンガードア等の有効開口部算定の判断基準

種別（材質）	平常時の開閉方式	停電時、屋内からの開放措置	開口部算定の可否
軽量シャッター （スチール） （ステンレス） （アルミ）	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置（※1）を設ければ可
	手動式 （バランス式）	同左	可（※2）
重量シャッター （スチール） （ステンレス） （アルミ）	電動式	チェーン又はハンドル等により開放	水圧開放装置（※1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （ハンドル式）	同左	水圧開放装置（※1）を設ければ可
軽量オーバースライド式ドア （スチール） （アルミ）	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置（※1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （バランス式）	同左	可（※2）
重量オーバースライド式ドア （スチール） （アルミ） （ファイバーグラス）	電動式	チェーン等により開放	水圧開放装置（※1）を設ければ可
	手動式 （チェーン式） （バランス式）	同左	水圧開放装置（※1）を設ければ可 また、シャッター直近に出入口があれば全面可
ハンガードア （スチール） （アルミ） （ファイバーグラス） （木）	電動式	手動で開放	ハンガードアに潜り戸又は直近に出入口があれば全面可
	手動式	同左	

※1 水圧開放装置（評定品）には、送水圧によりシャッターを巻き上げる方式と、送水圧により電動開閉スイッチを作動（非常電源付）させ、巻き上げる方式がある。（別図参照）

送水口は差込式の結合金具とすること。また、避難階以外の階で当該装置を使用する場合、送水口は避難階を原則とし、巻き上げ機又は電動開閉スイッチの設置される高さにおいて、必要送水圧が確保できるよう設置すること。

なお、水圧開放装置により2m以上巻き上げることができる場合は、全面有効開口部算定可とする。また、水圧解錠装置の場合は認められない。

※2 避難階以外の階に設けた場合は、有効開口部算定不可とする。

ただし、バルコニー等に有効に消防活動ができるスペース（概ね幅はシャッター幅以上、奥行き1m以上）を設けた場合は、有効開口部算定可とする。

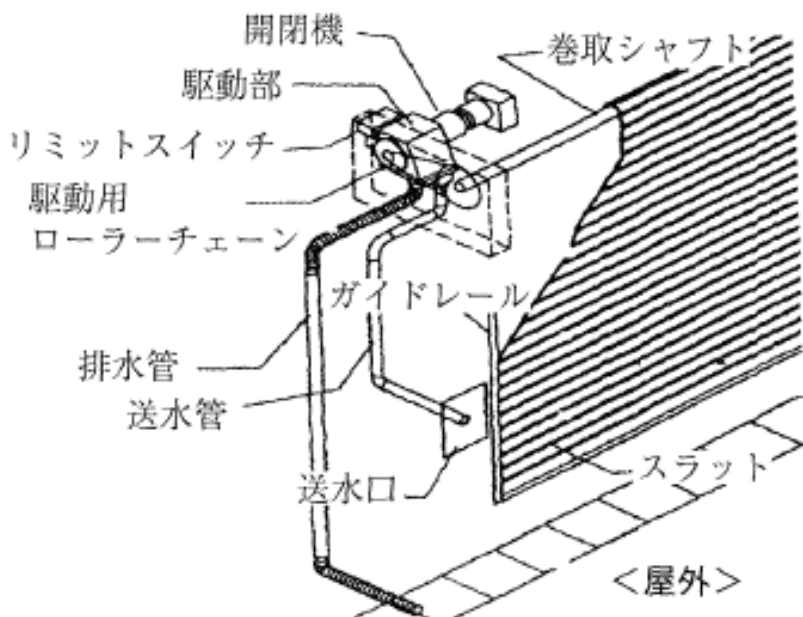
注1）種別、材質、開閉方式及び停電時の措置は、代表的なものを掲載した。これらと内容が異なる場合で、判断が困難なものについては予防課と協議すること。

注2) 停電時、屋内からの開放措置としての手動によるチェーン、ハンドル等の開放操作(ブレーキロックの解除を含む。)は、床面から1.5m以下の高さで容易に行えるものであること。

注3) 重量、軽量の定義を明確化した基準はないが、概ね材質厚が1.5mm以上を重量(特定防火設備である防火戸を想定)、同厚0.8mm以下を軽量としている。その中間の材質厚のものは、原則として重量と定義付けるものとする。

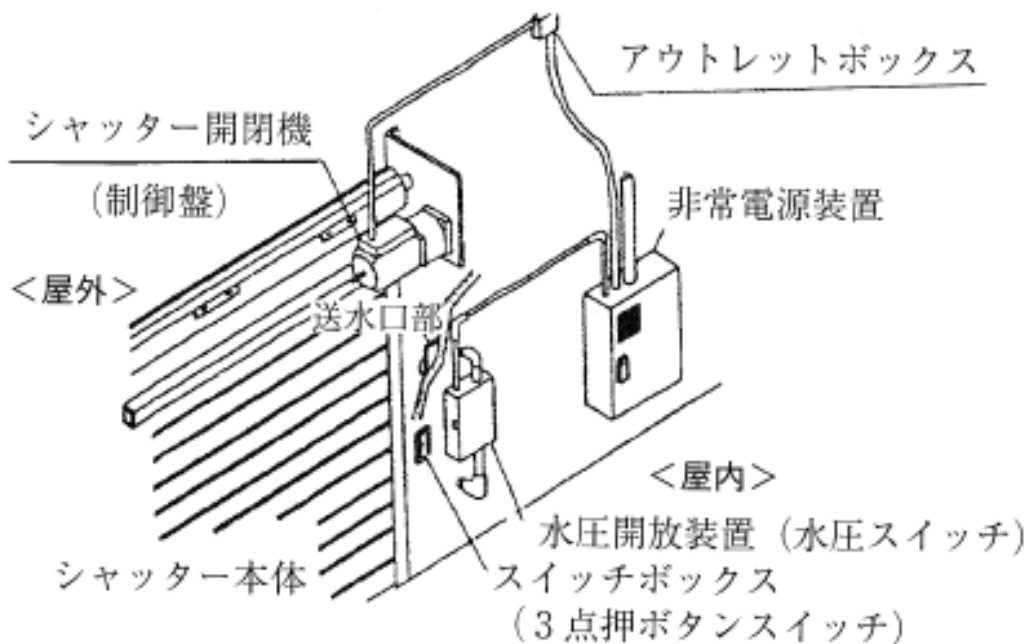
### 別図

#### (1) 送水圧により、直接巻き上げる方式



消防車の水圧により、シャッター巻き上げ機の羽根車を回転させシャッターを開放する。

#### (2) 送水圧により、水圧スイッチを作動させ巻き上げる方式

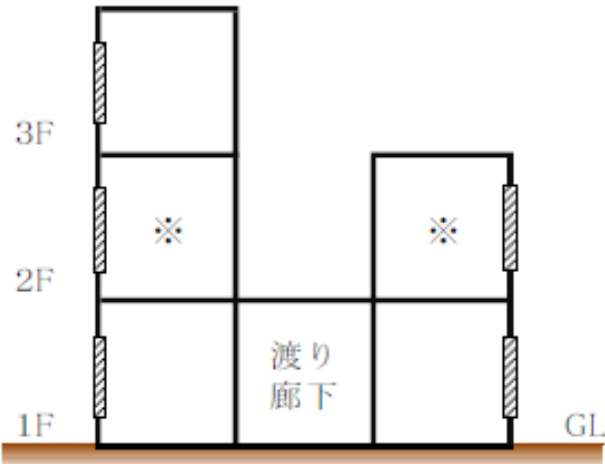


消防車の水圧により、シャッター巻き上げ機の水圧シャッターを入とし、非常電源でシャッターを開放する。

別記1 建築物の形態等による有効開口部算定の判断基準

(1) 複数棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合

断面図



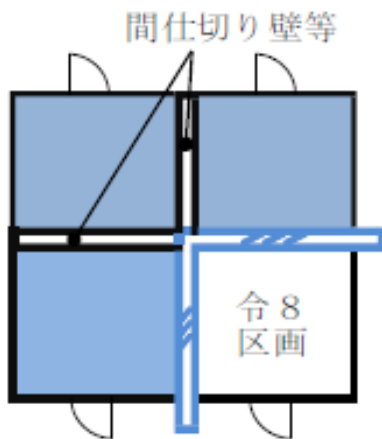
全ての階において、渡り廊下の有無に関わらず、階全体で有効開口部算定を行う。

※ 2階(渡り廊下で接続されていない階)について、階全体で無窓階以外の階と判定された場合は、各棟の階ごとに無窓階以外の階の要件を満たすことが望ましい。

建築物の形態及び判断基準等

(2) 一の階が間仕切り壁等により、多区画(行き来できない)となる場合

平面図

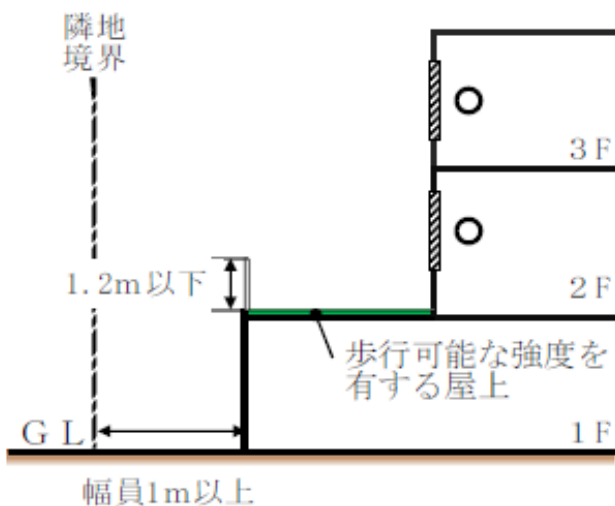


…全体で有効開口部算定を行う。  
 ※ 全体で無窓階以外の階と判定された場合は、区画ごとに無窓階以外の階の要件を満たすか、各区画間に連絡通路、扉を設けることが望ましい。

…令8区画された部分は当該区画ごとに有効開口部算定を行う。

(3) 建物の上階がセットバックしている場合

断面図



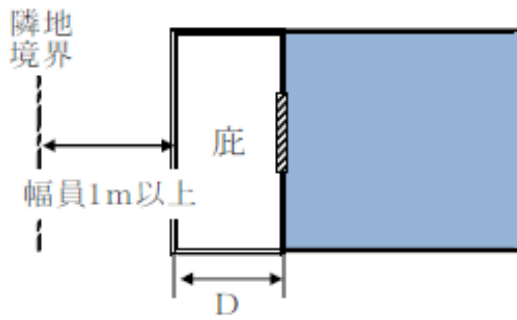
2階以上の階の開口部は屋上部分が歩行可能な強度を有していれば有効開口部算定可とする。ただし、手すりの高さを水下から1.2m以下とする。

凡例 ○：有効開口部

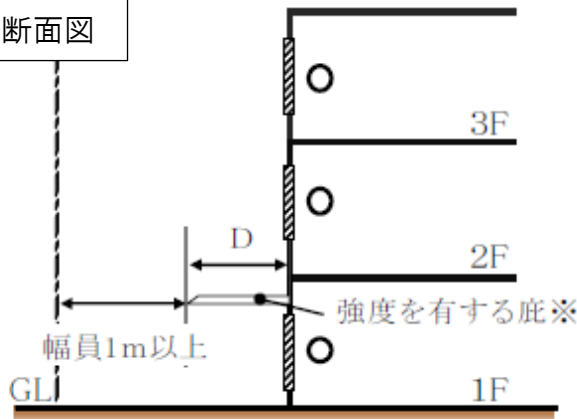


(4) 庇がある場合（庇の先端から隣地境界まで幅員1m以上確保できる場合）

平面図（1階）



断面図



十分に外気に開放された庇の下部はその用途に関わらず、有効開口部算定における階の床面積には算入しないものとする。

（部分の開口部により、判断するものとする。）

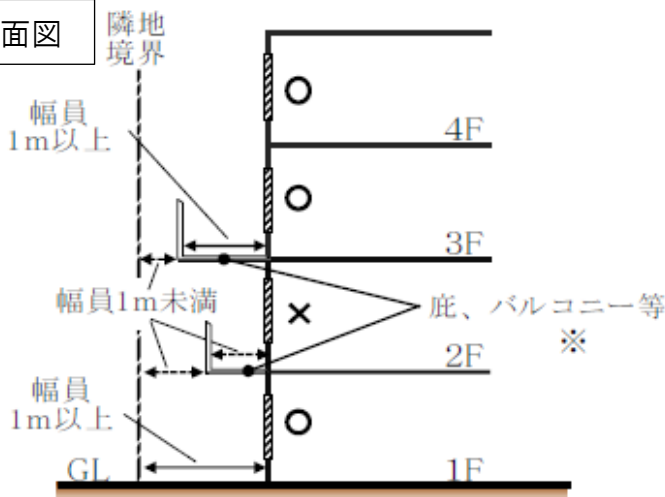
2階以上の階の開口部は、庇が強度を有する庇（歩行可能な強度を有し、かつ、概ね水平であるもの。（以下「強度を有する庇」という。））であれば、庇の幅（D）に関わらず、有効開口部算定可とする。

※ 庇が強度を有する庇以外である場合には、算定開口部と庇の位置（高さ）関係等により判断して、避難上又は消火活動上支障がないときは、有効開口部算定可とする。

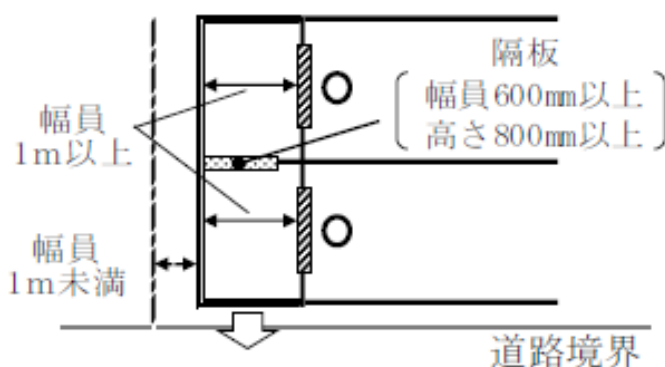
(5) 庇、バルコニー等がある場合

（庇、バルコニー等の先端から隣地境界まで幅員1m以上確保できない場合）

断面図



平面図（3階）



1階の開口部は有効開口部算定可とする。3階以上の階の開口部は突起物が強度を有する庇、バルコニー等で幅員1m以上かつ、当該庇、バルコニー等が道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面している場合は有効開口部算定可とする。

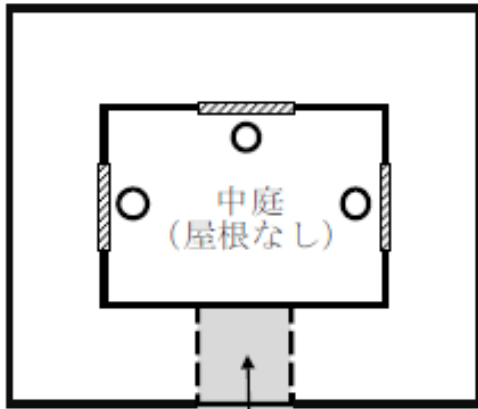
※ バルコニー等の先端から隣地境界まで幅員1m以上確保できる場合のバルコニーは別記3⑥によること。

共同住宅に限り、隔板（幅員600mm×高さ800mm以上のものに限る。）を介して連続するバルコニーは、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地とみなす。

凡例 ○：有効開口部 ×：有効開口部として認められない開口部

(6) 中庭に面する開口部の場合

平面図

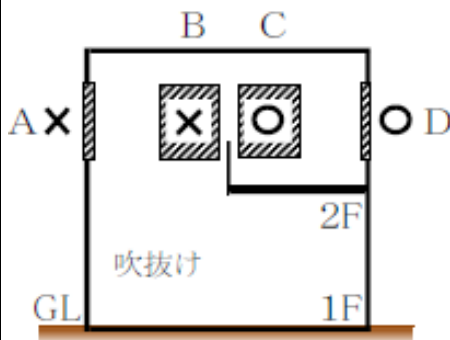


地盤面のレベルに幅員1m以上、高さ2m以上の通路を有し、かつ、当該通路が、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していれば、中庭に面する開口部は有効開口部算定可とする。

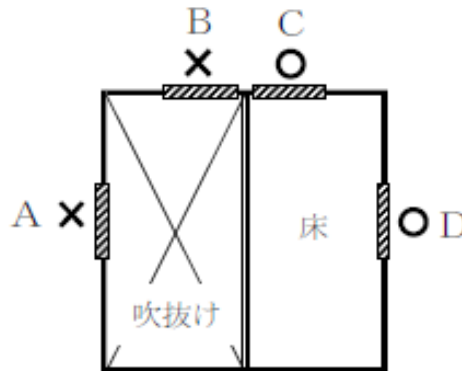
幅員1m以上、高さ2m以上かつ、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していること。

(7) 吹抜けが存する場合

断面図



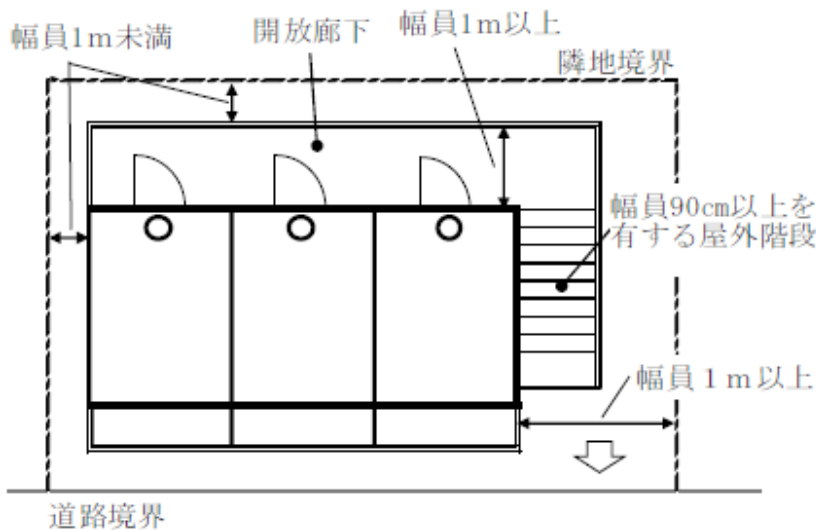
平面図



2階の吹抜けに面する開口部は有効開口部算定不可とする。

(8) 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に階段を含む場合

平面図 (2階)

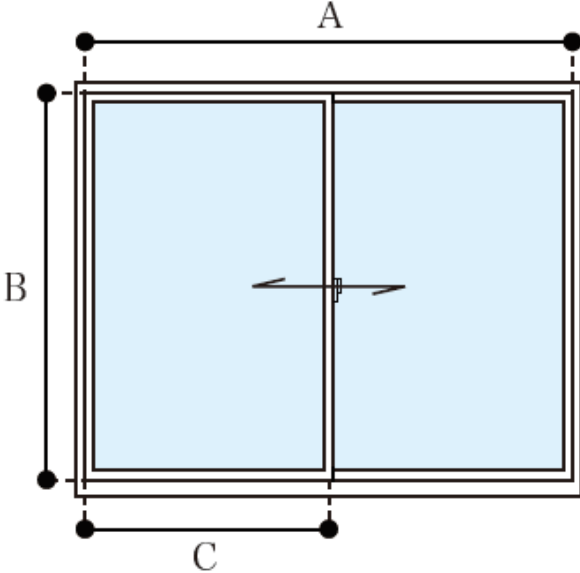
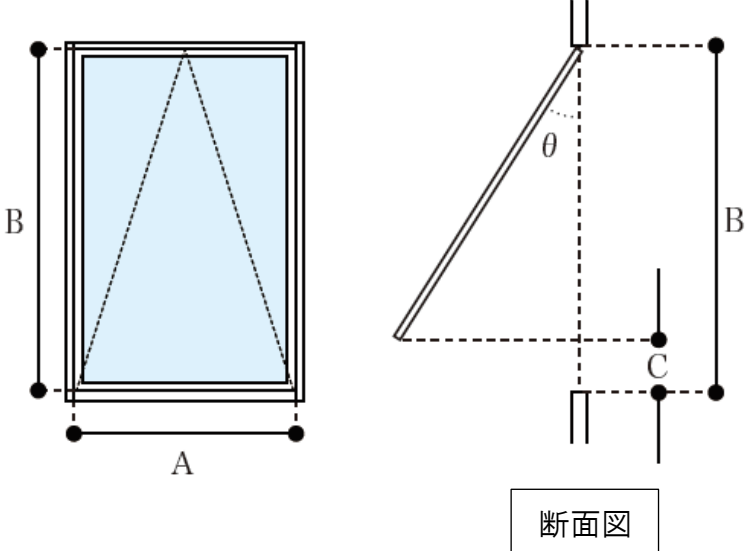
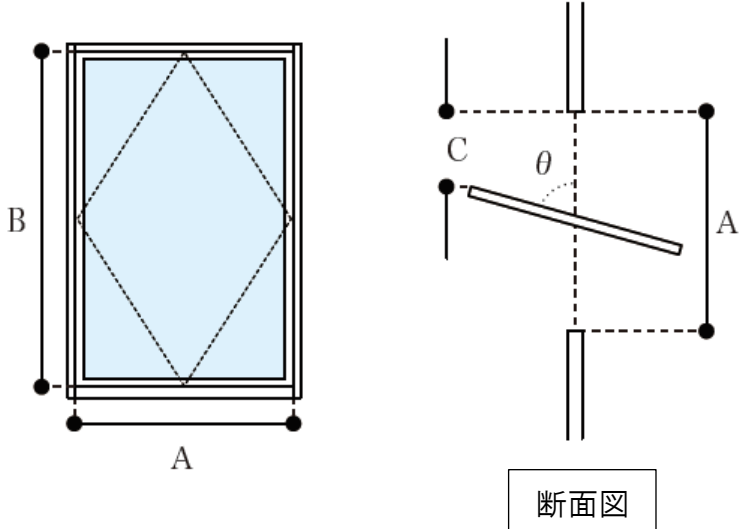


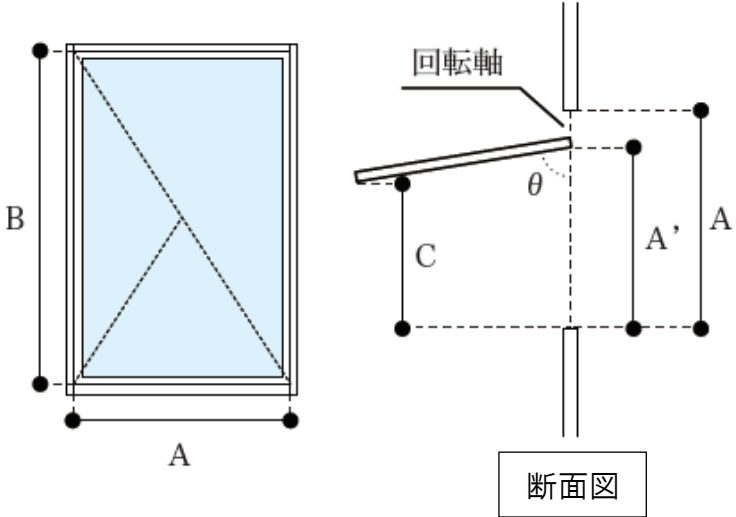
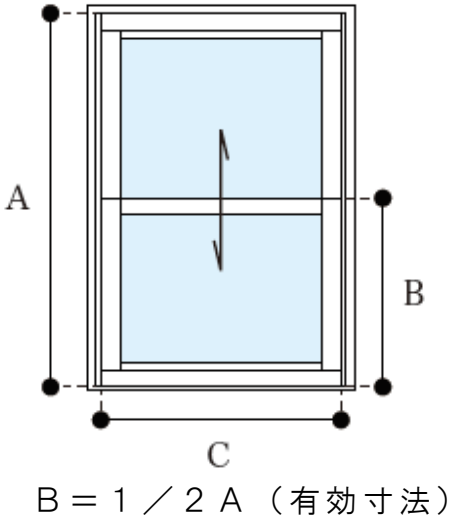
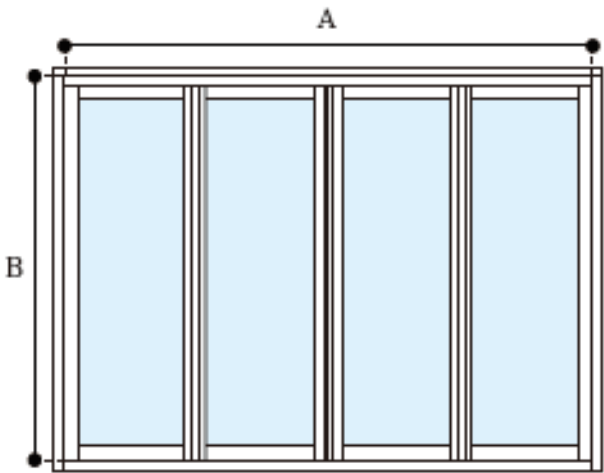
2階の開放廊下に面する開口部は、階段が屋外階段かつ、幅員90cm以上を有していれば、有効開口部算定可とする。

建築物の形態及び判断基準等

凡例 ○：有効開口部 ×：有効開口部として認められない開口部

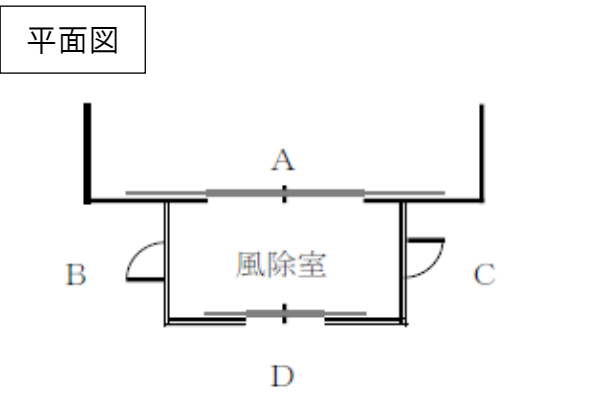
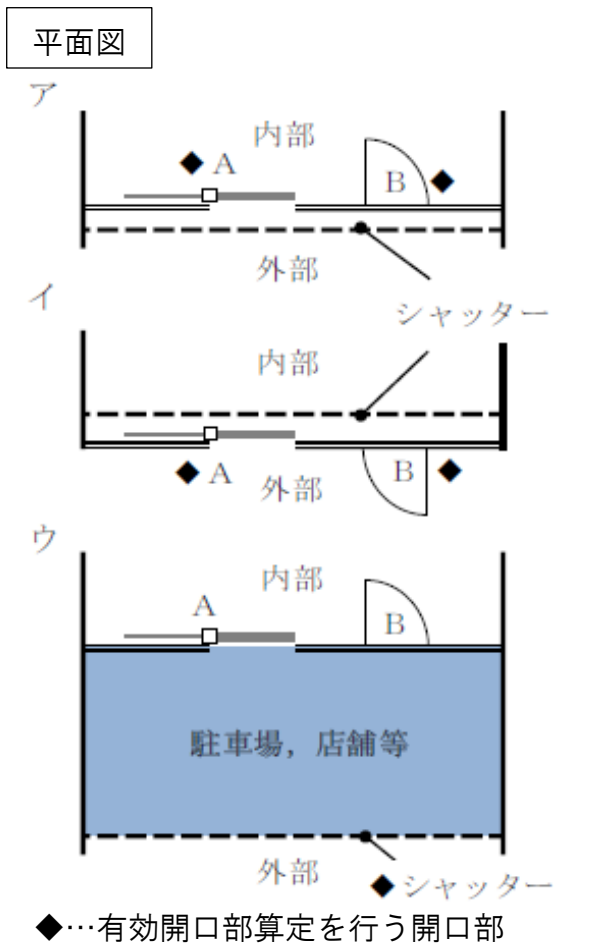
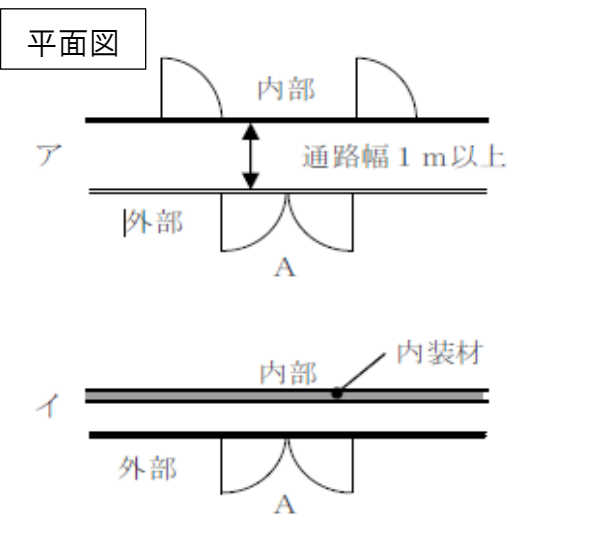
別記2 開口部の形状等による有効開口部算定及び有効開口面積の判断基準

	形状	有効開口
引き違い窓	 <p style="text-align: center;"><math>C = 1 / 2 A</math> (有効寸法)</p>	<p><math>B \times C</math>とする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同様以上として取扱うことができる。  <math>B = 1.0\text{m}</math> (0.65m) 以上  <math>C = 0.45\text{m}</math> (0.4m) 以上                      (注) ( ) 内は、バルコニー等がある場合とする。</p>
突出し窓	 <p style="text-align: center;">断面図</p>	<p><math>A \times C</math>の部分とする。</p> <p><math>C = B (1 - \cos \theta)</math></p> <p>(注) <math>\theta</math> は最大開口角度 <math>90^\circ</math> 以下</p>
回転窓	 <p style="text-align: center;">断面図</p>	<p><math>B \times C</math>の部分とする。</p> <p><math>C = A (1 - \cos \theta)</math></p> <p>(注) 横軸の高さが床面から1.2mを超える場合、横軸から上部の開口部は無効とする。</p>

すべり出し窓		<p>B × C の部分とする。</p> $C = A' (1 - \cos \theta)$ <p>(注) <math>\theta</math> は最大開口角度 <math>90^\circ</math> 以下</p>
上げ下げ窓	 <p><math>B = 1 / 2 A</math> (有効寸法)</p>	<p>B × C とする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50 cm 以上の円が内接するものと同様以上として取り扱うことができる。</p> <p>B = 1.0 m (0.65 m) 以上 C = 0.45 m (0.4 m) 以上</p> <p>(注) ( ) 内は、バルコニー等がある場合</p>
折れ戸		<p>A × B とする。</p>

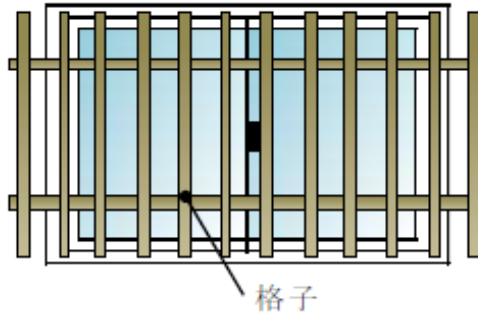
備考 開口部の寸法の算定は、開口部の形式等により判断されるものであり、実際に開放できる有効寸法とする。

別記3 開口部の組合せによる有効開口部算定の判断基準

開口部の組合せによる形態	判断基準
<p>①風除室がある場合</p> <p>平面図</p> 	<p>AとB+C+Dの有効開口面積を比較し、面積の少ない方で有効開口部算定を行う。</p> <p>上記により、Aが有効開口部算定される場合の階床面積は、風除室の面積を除く面積として差し支えない。</p>
<p>②シャッターと扉の組合せの場合</p> <p>平面図</p>  <p>◆…有効開口部算定を行う開口部</p>	<p>シャッターが有効開口部とみなされる場合は次のアからウのいずれかによること。また、シャッターが有効開口部とみなされない場合はいずれも有効開口部算定不可とする。(シャッターの判定については別記4参照。)</p> <p>ア A、Bで有効開口部算定を行う。 この場合の階床面積は、A、B開口部面とシャッター面に囲まれた部分を除いた面積として差し支えない。</p> <p>イ A、Bで有効開口部算定を行う。</p> <p>ウ シャッターと扉の間が駐車場や店舗等、屋内的用途に利用される場合は、シャッター部分で有効開口部算定を行う。</p>
<p>③外壁の直近に間仕切り壁等がある場合</p> <p>平面図</p> 	<p>ア 通路幅1m以上であれば、Aは有効開口部算定可とする。ただし、通路に通行障害となるものが置けない場合に限る。</p> <p>イ 内装材の種類及び厚さ等にかかわらず、Aは有効開口部算定不可とする。</p>

④格子を設けた場合

立面図

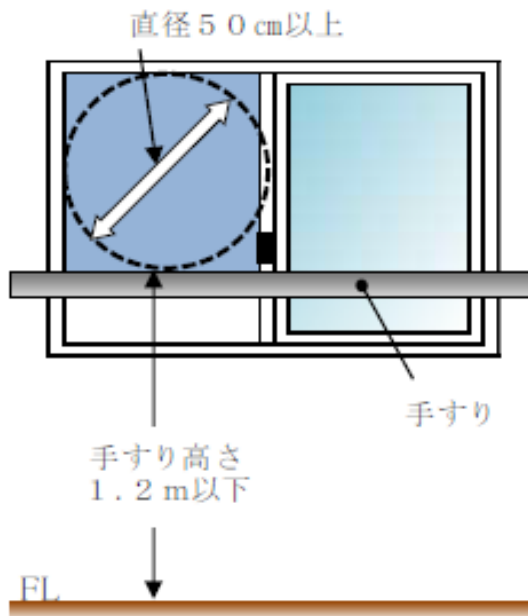


原則として、有効開口部算定不可とする。

⑤手すりを設けた場合

立面図

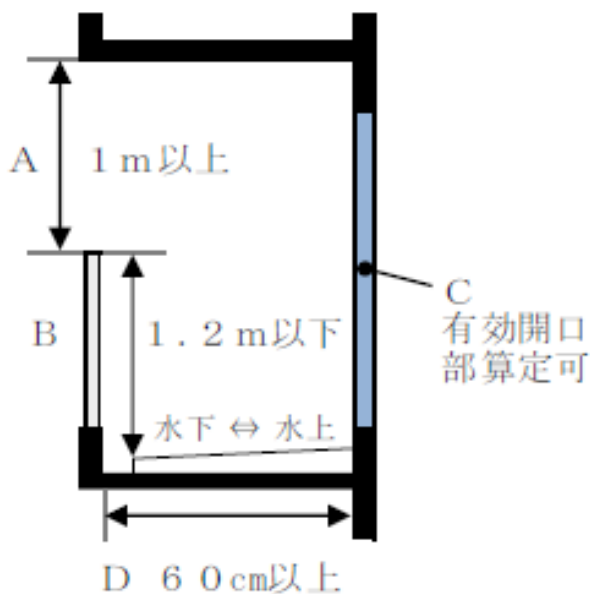
下図は手すり上部を有効開口部算定する場合の例



手すりの床面からの高さにより、手すりの上部又は下部の開口部で有効開口部算定を行う。ただし、手すりが容易に取り外せる場合は、手すりがないものとして取り扱って差し支えない。

⑥外壁面にバルコニー又は廊下がある場合

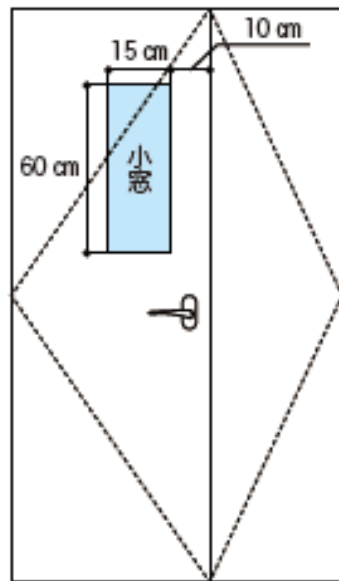
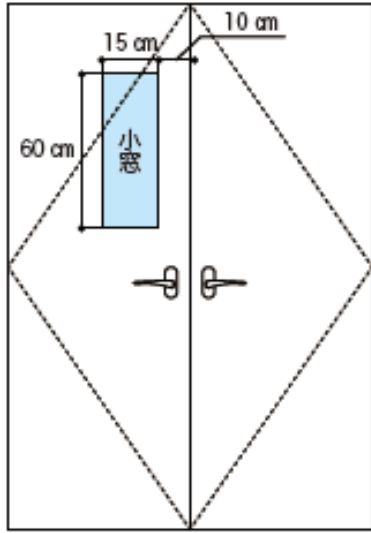
断面図



Aが1 m以上、かつ、B（手すりの高さ）が水下から1.2 m以下、かつ、D（バルコニー幅員）が60 cm以上の場合には、Cは有効開口部算定可とする。

なお、バルコニー等の前面に道又は道に通ずる幅員1 m以上の通路その他の空地が確保できない場合は、別記1（5）によること。

⑦ガラス付き鉄扉の場合



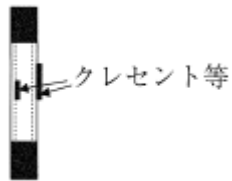
外: シリンダー錠  
内: サムターン錠

ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるものは、有効開口部算定可とする。

この場合のガラス小窓は、容易に破壊できるものに限る。(別表参照)

⑧二重窓の場合

断面図



有効開口部算定可とする。